

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	泉崎村

## 泉崎村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 泉崎村 産業経済課  
所在地 西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145  
電話番号 0248-53-2430  
FAX番号 0248-53-2958  
メールアドレス sangyou@vill.izumizaki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	泉崎村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	18.2千円／0.016ha
ニホンジカ	大豆	0.9千円／0.004ha
ツキノワグマ		0千円／0ha
合計		19.1千円／0.020ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>ア. イノシシ</p> <p>村の北西部に生息しており、5月頃から田園地帯に出没し、主に水稻の食害や水田の畦畔の“掘り起こし”被害、“ぬたうち”による田植え後の稲の踏み倒し被害が毎年発生。近年、被害は縮小傾向にあるが、南西部でも捕獲実績や目撃情報があるため、引き続き警戒が必要である。</p> <p>イ. ニホンジカ</p> <p>主に村の北西部に生息しており、大豆の食害が毎年発生している。</p> <p>ウ. ツキノワグマ</p> <p>主に村の北西部に生息しており、目撃情報が断続的に発生している状況。令和6年度に3頭の捕獲実績があり、自家消費の養蜂巢箱が熊からの襲撃を受け損害が発生している。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	18.2千円／0.016ha	9.0千円／0.008ha
ニホンジカ	0.9千円／0.004ha	0.4千円／0.002ha
ツキノワグマ	0円／0ha	0円／0ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>全体 泉崎村鳥獣被害対策実施隊を組織して、銃器やワナによる捕獲を実施している。</p> <p>ア. イノシシ 箱ワナ・くくりワナを設置して、捕獲している。</p> <p>イ. ニホンジカ 箱ワナ・くくりワナを設置して、捕獲している。</p> <p>ウ. ツキノワグマ 箱ワナ（ドラム式）を設置して、捕獲している。</p>	<p>隊員の高齢化が進み、次世代の担い手の育成が急務である。</p> <p>捕獲技術の向上やワナ免許取得者の確保などが課題である。</p> <p>捕獲技術の向上やワナ免許取得者の確保などが課題である。</p> <p>捕獲技術の向上やワナ免許取得者の確保などが課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>泉崎村イノシシ被害対策事業として、村民の電気柵設置に対して予算の範囲内で補助を行っている。</p>	<p>電気柵設置のさらなる推進と、HPやチラシ等により対象鳥獣の生態に対する理解を深め、対策への浸透を図っていく。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>泉崎村ホームページで放任果樹の除去等呼びかけている。</p>	<p>ホームページの知識の普及では理解が得られず、適切な対策を取っていただけない箇所がある。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまでの鳥獣被害対策は、鳥獣被害対策実施隊の箱罾、くくり罾による捕獲を中心としてきたが、隊員の高齢化により、イノシシをはじめとする鳥獣の生息数の増加に対応するのが難しい状況である。このため、住民からの通報などを整理し、効率的な捕獲活動により捕獲率を高めるとともに、新規狩猟免許取得の際に負担を軽減する事業を検討している。

また、電気柵等の防護柵の設置を推進するとともに、地域住民が自ら農作物を守る意識を持ち、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けた取組みを行い、鳥獣被害を受けにくい地域づくりを目指す。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

泉崎村鳥獣被害対策実施隊に捕獲を委託し、村内全域の有害鳥獣捕獲を行う。捕獲は村と捕獲隊が時期・場所の協議を行い実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	各関係機関と連携し、捕獲効率の向上や捕獲隊員の確保・育成に力を入れて、捕獲頭数の増加を目指す。
9年度	イノシシ ニホンジカ	各関係機関と連携し、捕獲効率の向上や捕獲隊員の確保・育成に力を入れて、捕獲頭数の増加を目指す。

	ツキノワグマ	
10年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	各関係機関と連携し、捕獲効率の向上や捕獲隊員の確保・育成に力を入れて、捕獲頭数の増加を目指す。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づき行う。
ニホンジカは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づき行う。
ツキノワグマは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づき行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲頭数50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲頭数50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲頭数50頭
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。 捕獲頭数30頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。 捕獲頭数30頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。 捕獲頭数30頭
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
捕獲方法	
イノシシ	罾・銃器による。
ニホンジカ	罾・銃器による。
ツキノワグマ	罾・銃器による。
捕獲時期	
イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマの被害が多くなる4月～11月頃を重点に行う。	
捕獲場所	
主に村の北西部の農作物被害が大きい区域を重点的に行う。	
捕獲実施	
捕獲実施隊及び住民との協議を行いながら、獣道に箱罾の設置を行い、イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマの捕獲を行う。	
その他	
他市町村の対策を参考に緩衝帯の整備や侵入防護柵の設置、または地域住民に対しセミナー等を開催し地域に合った効果的な対策の助言を行う。	

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
ツキノワグマの捕獲に関しては、周辺環境の安全、バックストップ等の確認を十分にしたうえでライフル銃を使用する。	

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
村内全域	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する

場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ	1,000m 電気柵	1,000m 電気柵	1,000m 電気柵

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止策を設置した地区での草刈や機械器具点検を行う。 また、行政は侵入防止柵を点検し、改善方法等を指導する。	引き続き、侵入防止策を設置した地区での草刈や機械器具点検を行う。 また、行政は侵入防止柵を点検し、改善方法等を指導する。	引き続き、侵入防止策を設置した地区での草刈や機械器具点検を行う。 また、行政は侵入防止柵の改善点を集計し、受益者等へ周知する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	地域住民からの情報提供を広く呼びかけ、被害発生地域のデータ収集と分析を行い当該地域の被害傾向を検討する。
9年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	被害発生地域のデータ分析から得た結果をもとに、鳥獣種に応じた被害対策案を検討し地域住民ならびに自治組合等と連携を図り被害軽減に努める。
10年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	前年度までに実施した被害対策内容等を精査し、有効であったものを重点的に取り組む。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

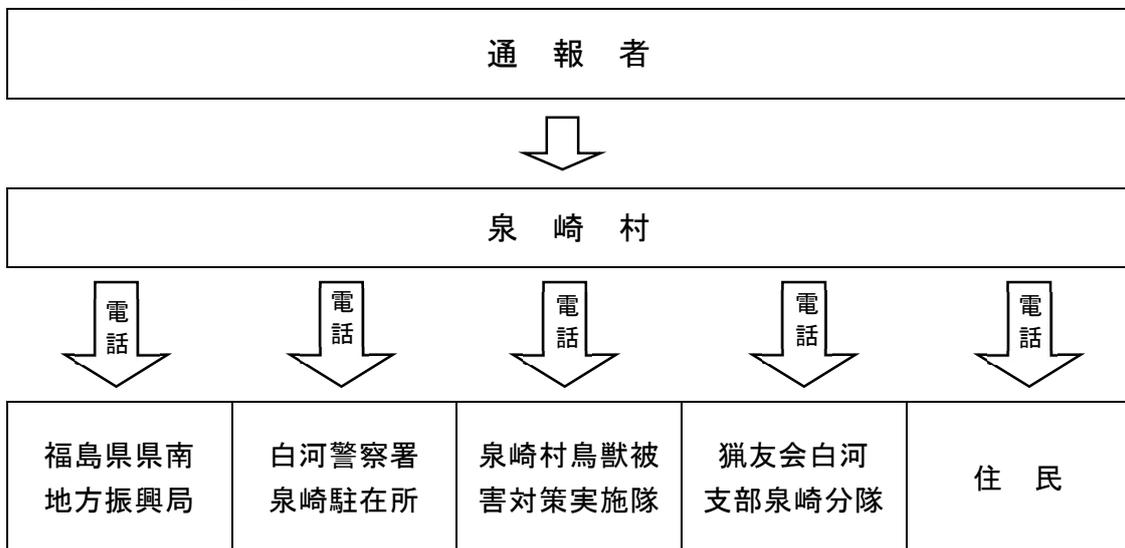
関係機関等の名称	役割
泉崎村	捕獲隊・警察・県へ連絡及び防災無線等を使い住民へ注意喚起を行う。
福島県県南地方振興局	情報を集約し、関係機関へ連絡。
白河警察署・泉崎駐在所	住民への注意喚起及び緊急時の支援。
泉崎村有害鳥獣捕獲隊	平常時又は緊急時の捕獲。
猟友会白河支部泉崎分隊	平常時又は緊急時の捕獲。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、速やかに処置し村内専用の埋却用地にて処分、又は適正な施

設での焼却処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシは本村全域に、国からの出荷制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難である。よって他の鳥獣についても利用は検討していない。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

### (2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	なし
構成機関の名称	役割
なし	なし

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北農政局	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
福島県県南地方振興局 (県民環境部)	鳥獣保護・環境保全担当の立場から、総合的な対策指導や広域的な情報提供、その他必要な支援を行う。
福島県県南農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物被害の防止に関する情報提供、助言、指導を行う。
福島県県南農林事務所 (森林林業部)	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備の手法について、助言及び指導を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年度に鳥獣被害対策実施隊と名称を変更して設置。5名体制で、箱罾やくくり罾を設置するとともに、ライフル銃や散弾銃で村内全域の有害鳥獣に対応。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。